

# 長寿医療制度のお知らせ

平成20年4月から、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）が始まり、75歳以上のかた（一定の障がいのあるかたは65歳以上）は、この制度による医療給付を受けることになりました。  
 こうした中、これまでの実施状況を踏まえて、政府・与党において改善策（見直し方針）が策定されました。（「広報かつやま」8月号参照）  
 保険料の軽減に該当するかたや、保険料の納め方を変更したいかたなどは、次の点にご注意ください。

## 新たに軽減を受けられたかたの保険料の納め方について

現在、政府決定（平成20年6月12日）による保険料の軽減に該当するかたについては、8月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定（変更）通知書」を送付しています。（右下）

7月中旬に送りました「保険料額決定通知書」には、見直しが決定される前でしたので、軽減がされる前の金額が記載されています。しかし、今回の保険料の軽減に該当するかたには、新たに「保険料額決定（変更）通知書」が送付されています（軽減に該当するかたのみ）。

軽減に該当するかたには、7月と8月にそれぞれ通知書が送られていますので、ご注意ください。  
 ・7月から普通徴収で納めるかたは、1期分（7月31日納期限分）は、7

月に送りました納付書にて納めてください

・2期分（9月1日納期限分）からは、8月に送りました納付書にて納めてください

【普通徴収】納付書や口座振替にて納めるかた

※個人によって保険料および、納める方法が異なります

※納付書で納めるかたは、口座振替が便利です。通帳と届出印を持って、金融機関でお申し込みください

## 保険料の納め方を変更することができます

長寿医療の保険料は、原則として年金天引きにより納めることとなりますが、次のいずれかの要件を満たす場合は、保険料の納め方を口座振替に変更することができます。  
 ①これまで国民健康保険税を確実に納

付していたかた（世帯主で、長寿医療制度の被保険者となったかた）  
 ↓本人の口座から振替ができます  
 ②年金収入が180万円未満のかた  
 ↓世帯主または配偶者の預金口座から振替ができます  
 申出時に必要なもの▼通帳、印鑑

※10月から年金天引きを中止したかたは、9月から口座振替が開始されます。通知書を9月中旬に送付する予定ですのでご確認ください

※長寿医療の保険料は、保険料が年金から天引きされている場合、その年金受給者に社会保険料控除が適用されます

※年金天引きから口座振替に変更した場合は、振替をする口座名義人のかたに社会保険料控除が適用され、世帯としての所得税および個人市民税の負担が少なくなることがあります



2期分からは「保険料額決定（変更）通知書」にある納付書で納めてください。（普通徴収で軽減に該当するかたのみ）

### (1) 社会保険等の加入者本人であったかた

保険料の納め方	7月から9月までは、納付書または口座振替により納付 10月から年金天引き
平成20年度の保険料額	平成19年中の所得を基に算出

### (2) 社会保険等の被扶養者であったかた

保険料の納め方	10月から年金天引き
平成20年度の保険料額	2,100円

社会保険等の加入者本人であったかたや被扶養者であったかたは、原則として10月から年金天引きが始まります

※年金受給額が年間18万円未満のかたや、介護保険料と長寿医療の保険料を合わせた額が年金受給額の2分の1を超えるかたについては、年金天引きされず、10月以降も納付書または口座振替により納めていただくようになります  
**問 市民課 ☎ 88・8102**

## 10月から実施

### 年金からの国民健康保険税 天引きのお知らせ

勝山市国民健康保険では、10月15日に支払われる年金から保険税をお支払いいただく制度を実施します。

**対象者**▼世帯内の国民健康保険の被保険者が世帯主も含めて全員、65歳から74歳までの世帯の世帯主のかた。

勝山市では約700世帯が対象です  
 ※世帯内に75歳以上の長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に加入するかたがいる場合や、世帯内の65歳未満のかた全員が会社の健康保険などの被用者保険に加入している場合も対象になります

※長寿医療制度と同様、

① 年金額が年間18万円（月額1万5000円）未満の場合

② 介護保険料とあわせて保険料（税）額が年金額の2分の1を超える場合

は、年金からの天引きの対象とはなりません

保険税額▼10月、12月および翌年2月の各月に、年金からお支払いいただく保険税額は、原則として、平成20年度の保険税額から、平成20年9月までに納付書などで納めた額を、差し引いた額を3等分した金額です

## 10月1日 国民健康保険証を更新します

現在使用中の国民健康保険証の有効期限は9月30日となっています。新しい保険証はそれまでに被保険者の皆様のお宅へ送付します。保険証の色は今までと同様、一般のかたは「オレンジ色」、退職者のかたは「青色」です。

新しい保険証の有効期限は、平成21年7月31日です。75歳の誕生日を迎え、長寿医療制度に移行されるかたは、誕生日の前日が有効期限となっています。

旧保険証は、市民課、「すこやか」、または、お近くの公民館へお返しください。

## 特定健診は受診しましたか？ぜひ受診しましょう

月	日	場所
9月	16日(火)・18日(木)	福祉健康センター「すこやか」
10月	8日(水)	鹿谷公民館
	22日(水)	遅羽公民館
11月	11日(火)・20日(木)	福祉健康センター「すこやか」
	23日(日)	

受付時間 午前8時30分～10時30分  
 （遅羽公民館は午前10時まで）  
 ※医療機関でも受診することができます  
 ※「受診券」と「保険証」が必要です

## 国民年金のメリット

メリット① 老後を支える終身年金  
 国民年金は生きていく限り、必ず受け取ることができる一生涯の保障となっていますので安心です。

メリット② 国民年金は経済の変動にも負けません  
 賞金や物価の変動にあわせて年金額が改定されるため、貨幣価値が変動しても年金の価値は保証されます。

(例) 老齢基礎年金の額  
 60万円（昭和61年度）  
 ↓79万2100円（平成20年度）  
 メリット③ 生涯の年金額は納めた保険料の1.7倍  
 平均寿命まで年金を受給した場合、

支払った保険料を下回ることはありません。生涯受給年金額は、現在20歳のかたでも、厚生労働省の試算では1.7倍以上となっています。  
 メリット④ 不測の事態に備える保険としての年金  
 加入者が事故や病気で障がいが残った場合は「障害基礎年金」が、夫を亡くし母子家庭になった場合は「遺族基礎年金」が支給されます。  
 ※受給するためには、一定の保険料の納付要件が必要です  
 メリット⑤ 納めた保険料分、税金の負担が軽減  
 納めた保険料は「社会保険料控除」として全額税控除の対象となり、税金が安くなります。

## 年金を受けているかたが亡くなったときは年金の死亡届が必要です

年金を受給しているかたが死亡されたときは、すみやかに「年金受給権者死亡届」を提出してください。この届出が遅れますと、年金を受け取り過ぎとなり後日返していただくことになります。

なお、亡くなられたかたと生計を同じくしていた遺族がいるときは、亡くなられた月までの年金で、まだ受け取られていない分の年金を受け取ることができます。この場合は、「年金受給権者死亡届」と併せて「未支給年金・保険給付請求書」を提出してください。（複写式）

社会保険労務士による  
**「ねんきん特別便」相談日**  
 9月17日(水)、10月1日(水)、15日(水)  
 11月5日(水)、19日(水)

**問 福井社会保険事務所**  
 ☎0776-23-4516 (国民年金第一課)  
 ☎0776-23-4518 (年金給付課)  
 URL <http://www.sia.go.jp>  
 市民課 ☎88-8102